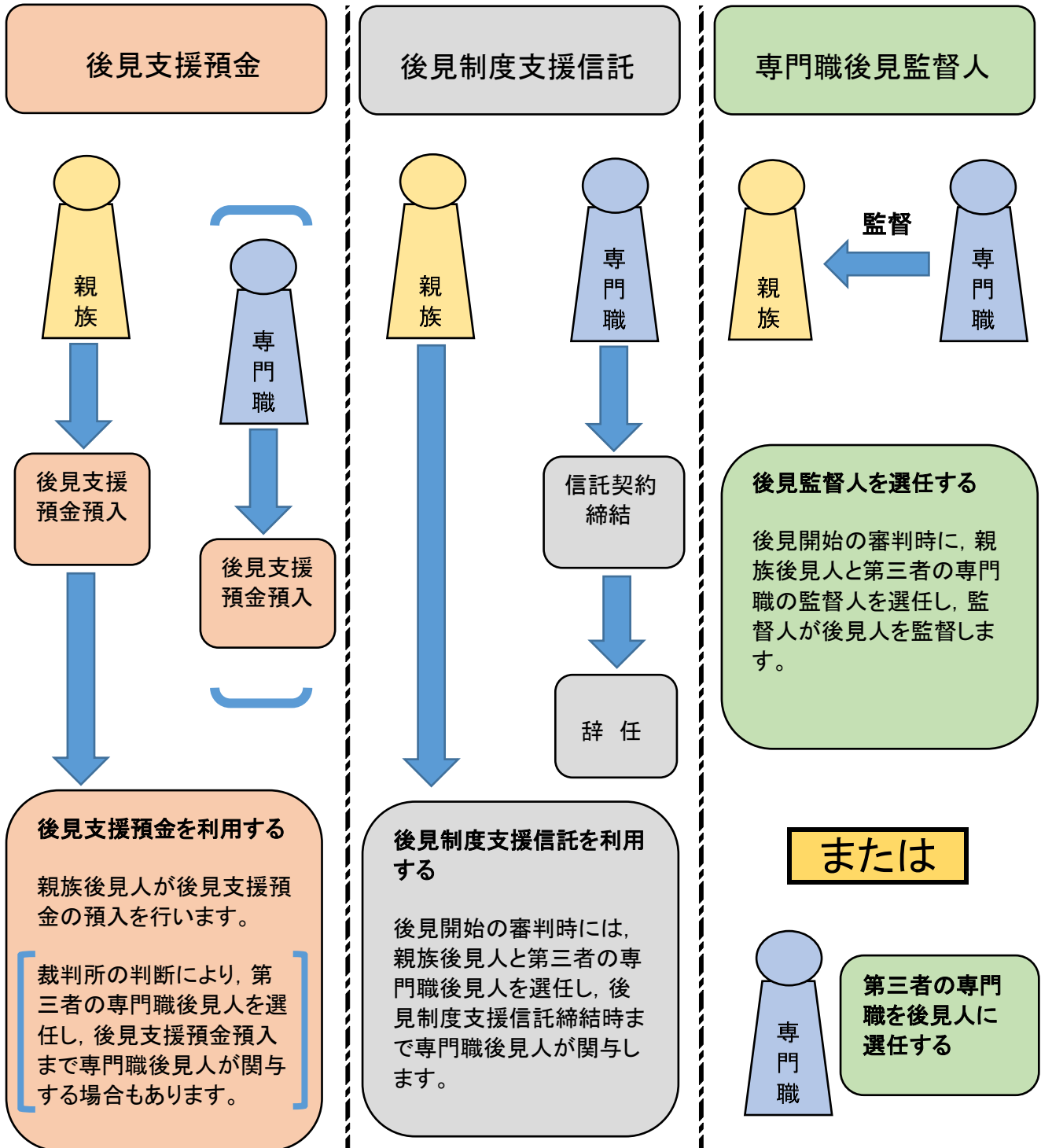


重要

後見制度を利用するご本人が
高額の預貯金をお持ちの場合について

大津家庭裁判所では、成年後見制度を利用するご本人の財産をより確実に保護するため、預貯金が1200万円以上ある場合、後見支援預金の利用、後見制度支援信託の利用、第三者の専門職後見人等・監督人の選任を進めています。

後見の場合



※保佐・補助の場合(財産管理に関する代理権がある時のみ)……
第三者の専門職の保佐監督人・補助監督人又は第三者の専門職を保佐人・補助人に選任します。